

「工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則」  
を定める内容（案）について

平成24年 4月 2日  
産業経済部商工労政課

西条市は、企業の設備投資や企業立地の促進を図るために、特定工場の緑地等の面積割合を地域の実情に沿った形で緩和することを検討しています。

つきましては、この事に関する市民の皆様のご意見を募集しますので、よろしくお願ひします。

(改正の背景)

国は、近年の厳しい経済状況を踏まえ、企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担軽減に取り組んでおり、工場立地法の運用についても改善を図ろうとしています。

平成23年9月30日には工場立地法施行規則等の一部改正を行い、地域準則で定めることができる緑地等の面積割合の範囲を拡大（緩和）しました。

また、昨年施行された地域主権一括法により、平成24年4月以降、工場立地法で規定する工場敷地内の緑地等について、市が地域準則を定めてその面積割合を規定できるように権限が移譲されました。

(地域の実情)

西条市は、市域の約7割を山林が占め、また、樹園地を含む広大な農地を有するなど緑豊かな地域であり、大都市部などとは環境は大きく異なっています。

また、当市は住工分離施策により、産業と住居の調和がとれたまちづくりが進められており、工場立地法の規制対象となっている56工場の内、75%に当たる42工場が工業地域又は工業専用地域に、14%に当たる8工場が準工業地域に立地していることから、緑地等の面積割合の緩和が市民生活に与える影響は少ないと思われます。

(地域準則を定める必要性)

これまでも、市内に立地する企業からは緑地等の面積割合の緩和についての要望が上がっていますが、地域の実情に合わせて緑地等の面積割合を緩和することは、企業が所有する用地の有効活用が図られ新たな設備投資の誘因となることや、新規企業の誘致活動も有利に進めることができるなど、産業振興を図る上で大きな役割を果たすと考えています。

(地域の実情に応じた地域準則)

市が地域準則で定めようとする緑地等の面積割合は、

準工業地域及び産業居住地区（第 2 種）は 15%以上、

工業地域及び工業専用地域（第 3 種）は 10%以上、

これ以外の区域（第 4 種）で指定する区域は 15%以上

としています。

上記の第 2 種～第 4 種以外の区域は、国が定めている 25%以上が適用されます。

※工場立地法の概要等については、資料 2 を参考にしてください。

# 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める内容(案)について

工場立地法

## 目的

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与すること。

## 準則で緑地等の面積を規制

特定工場

### 特定工場

(届出義務がかかる工場)  
業種: 製造業、電気・ガス・熱供給業者  
規模: 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上  
※平成24年3月1日現在で、西条市では56工場が該当

用途地域別の西条市の状況  
(平成24年3月1日現在)

地域	対象工場の数
住居地域等(第1種)	1
準工業地域及び産業居住地区(第2種)	8
工業地域及び工業専用地域(第3種)	42
上記以外で指定する地域(第4種)	5
その他	0
計	56

## 国が公表している準則

特定工場の敷地面積に対して  
緑地等の面積割合 **25%以上**  
※現在、工業地域及び工業専用地域においては、愛媛県が定める準則により緑地等の面積率は15%以上となっている。

緑地等とは、緑地を含む、噴水、池や屋外運動場など周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものをいう。

## 工場立地法第4条の2第2項

国が公表している準則に代えて、国が定める範囲内で  
**市は適用すべき準則(地域準則)を定めることができる。**

背景

## 市が定めようとする準則の内容

適用する区域とその範囲

### 第2種 準工業地域及び産業居住地区

住居の用と工業の用に供されている区域

市が定めることができる範囲  
15%~30%

特定工場  
緑地等の面積割合  
**15%以上**

### 第3種 工業地域及び工業専用地域

主として工業の用に供されている区域

市が定めることができる範囲  
10%~25%

特定工場  
緑地等の面積割合  
**10%以上**

### 第4種 指定する区域

第1~3種以外の区域で特定工場が現在あるところで、生活環境に及ぼす影響が少ないと市が判断するところ  
※第1種とは、住居地域及び商業地域

市が定めることができる範囲  
10%~30%

特定工場  
緑地等の面積割合  
**15%以上**

上記以外は国の25%以上が適用される

産業構造審議会地域経済産業分科会 工場立地法検討小委員会(H23年7月開催)

1. 製造業関連の公害苦情件数の減少  
【S48:43.2%(37,467件)⇒H21:9.6%(7,800件)】
2. 地域主権の推進
3. 国内投資促進に向けた取組の必要性  
【国では、企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担軽減に取り組んでおり、工場立地法の運用について改善を図る必要がある。】
4. 総合特別区域法(工場立地法及び企業立地促進法の特例措置の要望)